

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年八月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

庄原農業協 同組合	登録検査 機関の 名称	
	変更 内容	変更の あった 農産物 検査員
	氏 名	
	住 所	
	農産物 検査 を行う 農産物 の種類	
抹消	変更 年月 日	

抹消

福原
隼斗

庄原市濁川町七一
六番二号

もみ、玄
米、小麦、
大麦、裸
麦、大豆、
そば

平成三〇
年七月二
日